

松本砂防事務所 コンプライアンスの取り組み(その1)

北陸地方整備局では、発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、綱紀の保持を図り、もって国民の信頼確保を目的として、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」を定めています。

これと平行して「平成25年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を定め、コンプライアンスの徹底を図るため各種取り組みを行っています。

今回は、松本砂防事務所での応接ルールについてご紹介します。

○総務課でお取り次ぎします

ご来所いただいた方には、2階総務課で受付していただき、担当部署にお取り次ぎいたします



○打合せはオープンな場所で行います

執務室内に打合せスペースを設けています

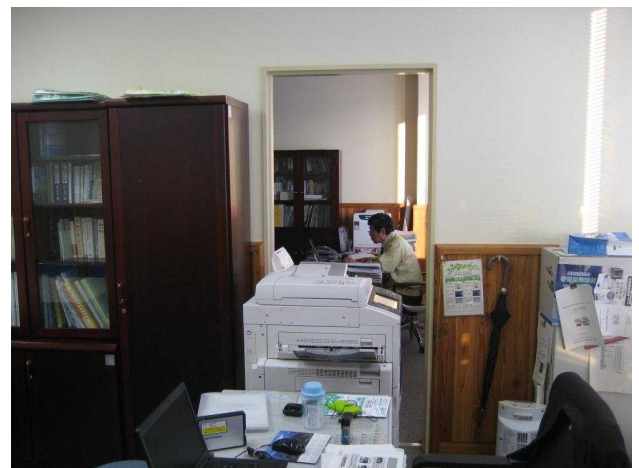


○応接ルールのイメージ



○副所長室の可視化を図っています

副所長室の入口ドアは常時開放し、個室間の扉を撤去しています



「北陸地方整備局発注者綱紀保持」の情報はこちらのURLからご覧いただけます

<http://www.hrr.mlit.go.jp/johokokai/order/index.html>